

## 大阪府議会規則第 号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則

大阪府議会会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二百二十四条関係）				別表（第二百二十四条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
関西広域 連合連携 協議会	(略)	(略)	(略)	関西広域 連合連携 協議会	(略)	(略)	(略)
議会改革 検討協議 会	議会機能の より一層の 充実強化を 図るために 必要な事項 を協議する	議会運営委 員の所属す る各会派か ら推薦され た議員	座長				

## 附 則

この規則は、令和五年四月三十日から施行する。